



平成 29 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N J S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 雅 亮
(コード番号：2325 東証第一部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 人 事 総 務 部 長 小 笠 原 剛
(TEL：03-6324-4355)

当社子会社に対する資格停止措置に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社 NJS コンサルタンツは、本日付で、外務省及び独立行政法人国際協力機構（JICA）から資格停止措置を受けましたので、お知らせいたします。

当社グループといたしましては、今回の措置を厳粛に受け止め、今後はグループ一丸となって再発防止を図り、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 措置を受けるに至った経緯

株式会社 NJS コンサルタンツが、独立行政法人国際協力機構（JICA）から受注したバングラデシュ国のプロジェクトにおいて、経費の一部を同機構に対して過大に請求し、捻出された資金を不正に支出したとして、「不正又は不誠実な行為」に該当すると認められ、今回の措置となりました。

2. 措置期間

平成 29 年 9 月 13 日から平成 31 年 7 月 12 日まで（22 ヶ月）

3. 今後の見通し

本件の当期業績に与える影響につきましては限定的と見込んでおり、現在発表しております業績予想に修正はありません。

今後、開示すべき事実が発生した場合は速やかに公表いたします。

以 上